○多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(平成 15 年 3 月 26 日告示第 30 号)

改正 平成 17 年 1 月 7 日告示第 4 号 平成 19 年 3 月 2 日告示第 24 号 平成 20 年 3 月 6 日告示第 15 号 平成 20 年 5 月 26 日告示第 46 号 平成 20 年 11 月 6 日告示第 76 号 平成 26 年 3 月 31 日告示第 22 号 平成 28 年 3 月 31 日告示第 44 号 平成 30 年 3 月 19 日告示第 17 号 令和 4 年 3 月 31 日告示第 26 号 令和 4 年 11 月 11 日告示第 66 号

(目的)

第1条 この告示は、合併処理浄化槽を設置する者に対し、合併処理浄化槽設置整備 事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、合併処理浄化槽の整 備促進を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを 目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg/1(日間平均値)以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。)に適合する機能を有するものをいう。
 - (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号) 附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
 - (3) くみ取り便槽 建築基準法施行令(昭和25年政令338号)第29条に規定するし尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的なくみ取りをする方式の便槽を含む。)をいう。ただし、可動式のものを除く。
 - (4) 多古町農業集落排水処理施設 多古町農業集落排水処理施設の設置及び管理に 関する条例(平成12年条例第33号)第4条第2号に規定する処理施設をいう。
 - (5) 住所 生活の本拠となっている場所のことをいう。

(補助対象区域)

- 第3条 補助の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、町内全域とする。 ただし、以下の場合を除く。
 - (1) 多古町農業集落排水処理施設に接続が可能な区域である場合

- (2) 排水路未整備区域であって、千葉県策定の「放流先がない場合の浄化槽放流 水の処理に係るガイドライン」に基づく処理装置を設置しない場合 (補助金の交付)
- 第4条 町長は、補助対象区域内において、自ら居住する住宅の用に供する建物に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
 - (1) 町内に住所を有していない者
 - (2) 本町の住民基本台帳に記録のない者
 - (3) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
 - (4) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (5) 世帯に町税等の滞納がある者
- 3 第9条に規定する実績報告書を提出する時点において町内に住所を有し、かつ、本町に住民登録を予定している場合は、住所移転に関する誓約書(別記第9号様式)を町長に提出することにより、町内に住所があるものと推定する。 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の 各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 合併処理浄化槽を設置する者に対する補助金の額は、別表1に定める額を限度とする。
 - (2) 既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する者に対する補助金の額は、 別表 2 に定める額に既存単独浄化槽の撤去に要する費用として 18 万円、配管工 事に要する費用として 10 万円をそれぞれ加算した額を限度とする。
 - (3) くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する者に対する補助金の額は、別表2に定める額にくみ取り便槽の撤去に要する費用として10万円、配管工事に要する費用として10万円をそれぞれ加算した額を限度とする。ただし、建物の建替えによる場合のくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する者に対する補助金の額は、別表2に定める額を限度とする。
 - (4) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第9条第1項により町内に移転した者で、多古町農業集落排水事業分担金徴収条例(平成6年多古町条例第8号)第3条により、分担金を納入した受益者に対する補助金の額は、前各号に定める額に10万円を加算した額とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(別記第 1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し
 - (2) 設置場所の案内図、平面図及び排水系統図
 - (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (4) 工事見積書の写し
 - (5) 工事請負契約書の写し
 - (6) 合併処理浄化槽の構造図
 - (7) 申請者の属する世帯全員に、町税等の滞納がないことを証する書類
 - (8) 登録証の写し及び管理票 [C票]
 - (9) 担当浄化槽設備士が国庫補助の工事ができる資格を有する証の写し
 - (10) 機能保証登録証
 - (11) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の現状と転換計画を示した書類(第5条第2号又は第3号による補助金申請者のみ)
 - (12) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容 を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)によりそれぞれ通知するものとする。 (変更承認申請等)
- 第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(別記第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、変更承認通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了が困難な場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告しその指示を受けなければならない。 (実績報告)
- 第9条 補助対象者は、補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 法第7条検査申込書(ただし、一般社団法人千葉県浄化槽協会の確認印のあるものに限る。)
- (3) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、11条検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
- (4) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、11条検 査の受検を契約したことを証する書面
- (5) 施工に係る写真
- (6) 施工結果報告書
- (7) 工事請求書又は領収書の写し
- (8) 住民票(転居及び転入を伴う場合)
- (9) 法第10条を遵守することを誓約する書面
- (10) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により報告を受けたときは必要な審査を行い、補助事業の成果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記第7号様式)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(別 記第8号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(交付決定の取り消し)

- 第12条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の 全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第 13 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、 既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。 (状況の確認)
- 第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認する。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほかこの補助金の交付に必要な事項については、 多古町補助金等交付規則(昭和39年多古町規則第1号)及び多古町合併処理浄化槽 設置整備事業補助金交付要綱取扱要領の定めるところによる。

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成11年多古町告示第39号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日以前に前項の規定による廃止前の多古町合併処理浄化槽設置 整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた交付申請にあっては、この要綱の 別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月7日告示第4号) この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月2日告示第24号) この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日告示第15号) この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 26 日告示第 46 号) (施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により調整した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 20 年 11 月 6 日告示第 76 号) (施行期日)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日告示第 22 号) この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成28年3月31日告示第44号) この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年3月19日告示第17号) この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第26号) この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月11日告示第66号) (施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。 (交付の特例)
- 2 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第9条第1項により町内に移転した者のうち施行日前までに補助金の交付を受けた者については、10万円を交付する。

別表 1(第5条)

人槽区分	限度額
5 人槽	221,000円
6~7 人槽	276,000 円
8~10 人槽	365,000 円

* 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号) 第9条第1項 により町内に移転した者で、多古町農業集落排水事業分担金徴収条例(平成6年 多古町条例第8号)第3条により、分担金を納入した受益者には、100,000円を 加算する。

別表 2(第5条)

人槽区分	限度額
5 人槽	332,000 円
6~7 人槽	414,000円
8~10 人槽	548,000円

* 既存単独処理浄化槽から転換する場合、上記金額に既存単独処理浄化槽の 撤去に要する費用として 180,000 円、配管工事に要する費用として 100,000 円を 限度としてそれぞれ加算する。

- * くみ取り便槽から転換する場合、上記金額にくみ取り便槽の撤去に要する費用として100,000円、配管工事に要する費用として100,000円を限度としてそれぞれ加算する。ただし、建物の建替えによる場合を除く。
- * 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第9条第1項により町内に移転した者で、多古町農業集落排水事業分担金徴収条例(平成6年多古町条例第8号)第3条により、分担金を納入した受益者には、100,000円を加算する。

別記第1号様式(第6条)

多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書 様式

[別紙参照]

第2号様式(第7条)

補助金交付決定通知書 [別紙参照]

第3号様式(第7条)

補助金不交付決定通知書 [別紙参照]

第4号様式(第8条第1項)

多古町合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書 [別紙参照]

第5号様式(第8条第2項)

変更承認通知書 [別紙参照]

第6号様式(第9条)

多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書 様式

「別紙参照]

第7号様式(第10条)

補助金交付額確定通知書 [別紙参照]

第8号様式(第11条)

多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書 様式

[別紙参照]

第9号様式(第4条第3項関係)

住所移転に関する誓約書 [別紙参照]